



港長公示第 2-6 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 2 年 4 月 27 日

京 浜 港 長



京浜港横浜区第 2 区及び第 5 区内の新本牧ふ頭建設工事区域
における航泊の禁止について

京浜港横浜区第 2 区及び第 5 区内の新本牧ふ頭建設工事区域において新本牧ふ頭建設工事が開始されることにともない、船舶の航行安全のため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

但し、海難を避けようとするとき、運転の自由を失ったとき、人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき、その他港長の許可を受けた船舶及び海上保安庁巡視船艇はこの限りではない。

なお、港長公示第 1-13 号（令和元年 11 月 5 日）は、令和 2 年 5 月 15 日午前零時をもって解除する。

記

1 期 間

令和 2 年 5 月 15 日から当分の間

2 区 域（別図参照）

次の各地点を順次結んだ線及び岸線により囲まれた海域
（世界測地系）

イ	北緯 35 度 26 分 24 秒、東経 139 度 41 分 21 秒
ロ	北緯 35 度 26 分 27 秒、東経 139 度 41 分 24 秒
ハ	北緯 35 度 26 分 31 秒、東経 139 度 41 分 28 秒
ニ	北緯 35 度 26 分 26 秒、東経 139 度 41 分 36 秒
ホ	北緯 35 度 26 分 20 秒、東経 139 度 41 分 44 秒
ヘ	北緯 35 度 26 分 15 秒、東経 139 度 41 分 52 秒
ト	北緯 35 度 26 分 10 秒、東経 139 度 42 分 00 秒
チ	北緯 35 度 26 分 03 秒、東経 139 度 42 分 02 秒
リ	北緯 35 度 25 分 56 秒、東経 139 度 42 分 05 秒
ヌ	北緯 35 度 25 分 49 秒、東経 139 度 42 分 07 秒
ル	北緯 35 度 25 分 42 秒、東経 139 度 42 分 10 秒
ヲ	北緯 35 度 25 分 35 秒、東経 139 度 42 分 12 秒
ワ	北緯 35 度 25 分 28 秒、東経 139 度 42 分 15 秒
カ	北緯 35 度 25 分 21 秒、東経 139 度 42 分 17 秒
コ	北緯 35 度 25 分 19 秒、東経 139 度 42 分 08 秒

タ 北緯 35 度 25 分 17 秒、東経 139 度 41 分 58 秒
レ 北緯 35 度 25 分 14 秒、東経 139 度 41 分 49 秒
ソ 北緯 35 度 25 分 12 秒、東経 139 度 41 分 39 秒
ツ 北緯 35 度 25 分 13 秒、東経 139 度 41 分 31 秒
ネ 北緯 35 度 25 分 21 秒、東経 139 度 41 分 28 秒
ナ 北緯 35 度 25 分 29 秒、東経 139 度 41 分 25 秒
ラ 北緯 35 度 25 分 36 秒、東経 139 度 41 分 22 秒
ム 北緯 35 度 25 分 44 秒、東経 139 度 41 分 20 秒
ウ 北緯 35 度 25 分 52 秒、東経 139 度 41 分 17 秒
キ 北緯 35 度 25 分 53 秒、東経 139 度 41 分 14 秒

3 標 識 (別図参照)

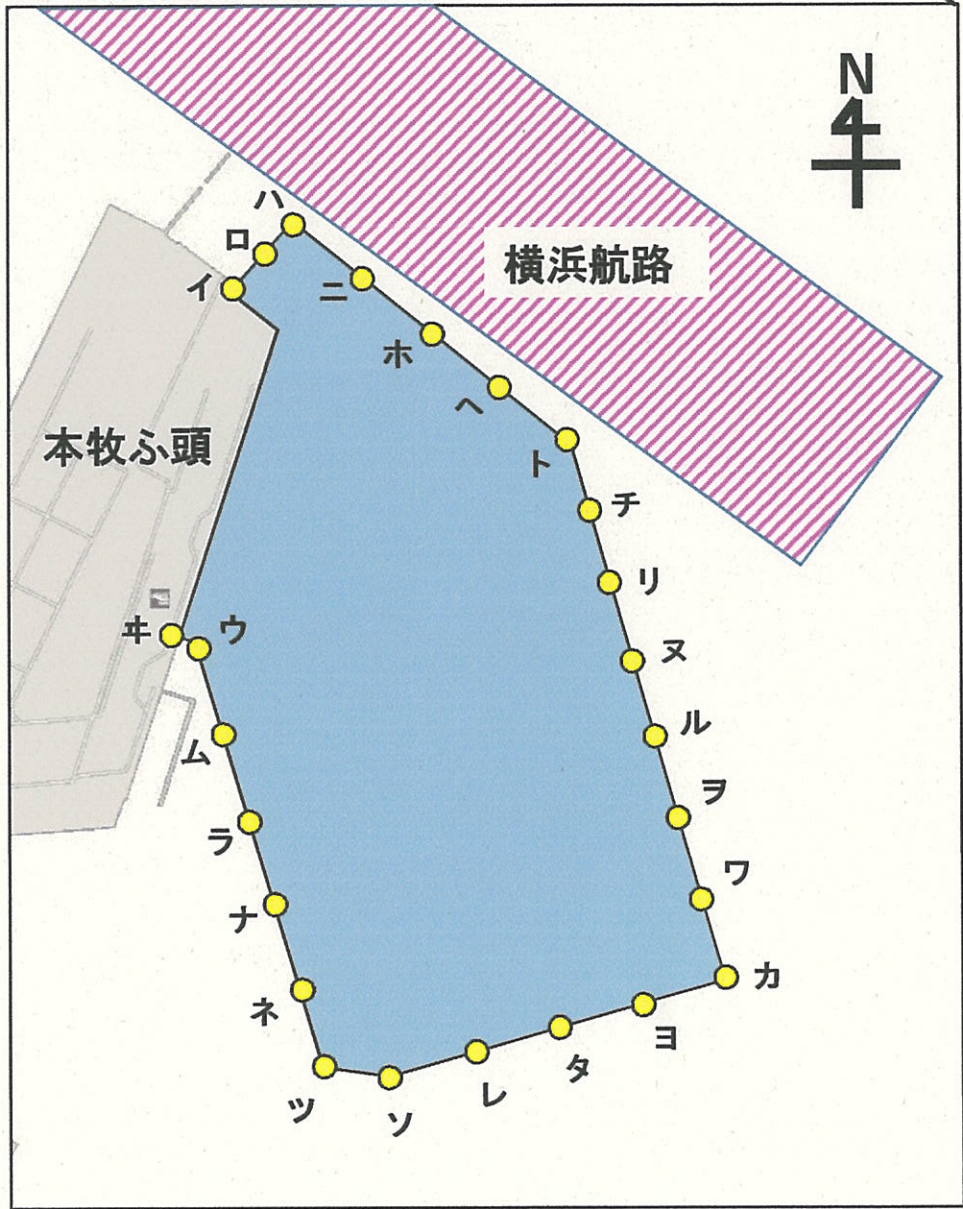
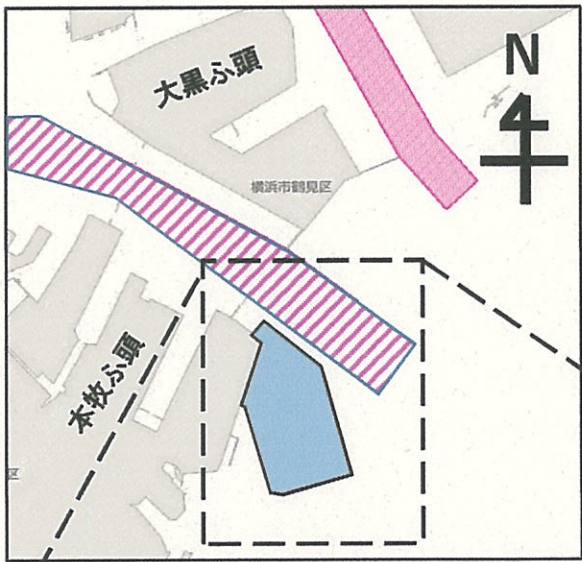
上記 2 の口からウの各地点に黄色灯付灯浮標が設置される。

上記 2 のイとキの地点に黄色灯付灯標が設置 (陸上部) される。

4 備 考

工事区域周辺には「警戒船」の看板及び青色閃光灯を点灯 (夜間) した警戒船が昼夜間配備される。

別図



- 航泊禁止区域
- 黄色灯付灯浮標